

表紙共12枚

# 那覇(R7)仮設用屋外設備リース(A・B地区)

第322基地通信中隊



表紙名		那覇(R7)仮設用屋外設備リース(A・B地区)						図面番号	1/12
業務隊長		表紙						作成年月日	R7.7.17
山本		管理科長	営繕班長	電気係長	給排水係長	管財係長	工事企画係長	工事企画係	作成者
		相増	山本	松本	高橋	新井	山本	山本	山本
所 属		陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科							

# 仕 様 書

1 件 名  
那覇 (R7) 仮設用屋外設備リース (A・B地区)

2 役務場所  
沖縄県那覇市鏡水679 陸上自衛隊那覇駐屯地

## 3 役務概要

仮設プレハブ(3棟)用の屋外設備のレンタル(搬入、設置、維持管理、解体、搬出を含む)

- (1) 発電機設置(発電機～分電盤間の電源ケーブル含む)・・・1式
- (2) 屋外給水管接続(既存施設分岐含む)・・・1式
- (3) 屋外汚水排水管接続(既存施設分岐含む)・・・1式
- (4) 屋外通信設備接続(既存施設分岐含む)・・・1式

## 4 設置期間等

- (1) 設置期間(令和7年度) : 契約日から令和8年2月27日
- (2) レンタル期間(令和7年度) : 令和8年2月28日～令和8年3月31日
- (3) レンタル期間(令和8年度) : 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 撤去期間(令和9年度) : 令和9年4月1日～令和9年6月30日

## 5 一般事項

- (1) 本役務は本設計図書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準仕様書(建築工事、電気設備工事、機械設備工事編)現行版」(以降、共通仕様書という。)及び関係諸法規を順守して実施するものとする。
- (2) 時期及び実施工程等は、事前に監督官と打ち合わせを実施するものとする。
- (3) 本役務の写真は着工前・竣工後及び監督官の指示する箇所を撮影し、完了後隠ぺいとなつた部分は確実に写真管理を実施するものとし、役務完了後、A4版写真帳に整理して1部監督官へ提出するものとする。
- (4) 本役務実施に際しては、既存施設等に損傷を与えないよう十分注意し施工するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- (5) 本仕様書及び役務履行に際して疑義が生じた場合は監督官と協議した後、実施するものとする。また、本役務において、仕様書に記載なき事項といえども技術上当然実施すべきことは実施するものとする。
- (6) 設置完了後、部隊検査官立会いのうえ、完了検査を実施するものとする。
- (7) 本役務実施にあたっては、火気使用や安全管理に十分留意し、事故防止に努めるものとする。
- (8) 本役務に使用する材料は事前に監督官の承認及び検査を受けるものとする。
- (9) 本役務に使用する電力及び水道は原則として請負業者側が準備するものとする。
- (10) 本役務に関する書類は、監督官の指示に従い速やかに提出するものとする。

## 6 特記事項

- (1) 着工に先立ち、施工計画書(施工図等)を作成のうえ、監督官に提出し承認を得るものとする。
- (2) 仮設プレハブ建物への設備接続に際しては、監督官及びプレハブ本体請負業者と事前に調整のうえ、接続時期、要領等を決定するものとする。
- (3) 設備接続完了時においては監督官に報告し、検査官の検査を受けるものとする。
- (4) 設備等の維持管理は、本役務に含むものとし、使用者側の使用不備に起因する破損や部品交換を除き、交換及び修理が必要となつた場合は、請負者の負担において実施するものとする。また、請負者は修理事務保守要員体制及び官側に対する担当者への届出を行うものとする。
- (5) 本役務において使用する材料は、原則として新品を使用するものとし、中古品を使用する場合は、監督官の承諾を得て使用するものとする。

- (6) 屋外設備の設置及び解体、搬出後に必要となる造成及び現状復旧は本役務において実施するものとする。
- (7) 本役務に使用する発動発電機は、超低騒音型・排出ガス対策型を使用するものとする。
- (8) 本役務の発電機レンタルには、発電機用燃料の補充は含まないものとする。
- (9) 発電機からプレハブ本体までのケーブル接続は本役務において実施するものとする。
- (10) 既存給水管からの分岐工は、不排水工法とする。
- (11) 給水管の分岐工は、サドル分水栓による分岐とする。
- (12) 本管分岐の施工に先立ち、試掘を行い、既設給水管の位置、管種、管径及びその他の埋設物の有無を確認するものとする。

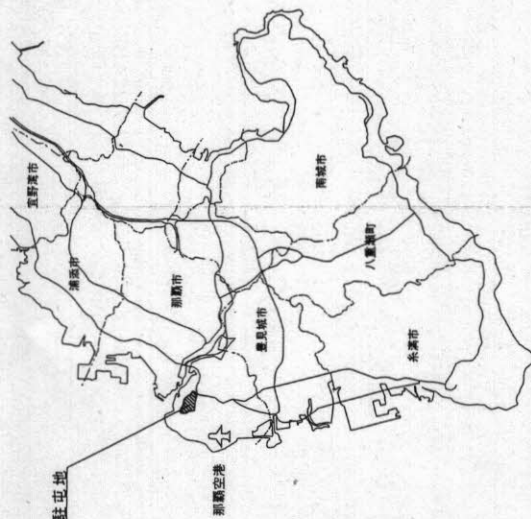
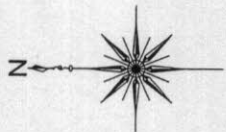
- (13) 給水及び排水管路の掘削に際しては、必要以上に余掘りしない様に入念に掘削床崩えを行うものとする。また、排水の埋戻しにあたっては、管の上層は良質土を使用し人力にて入念に締固めを行うものとする。
- (14) 掘削土は周辺に仮置きし、埋戻し材として使用するものとする。
- (15) 給水管及び汚水排水管を施工する際は、共通仕様書で定める事項を留意するとともに、次のアからウの条件を遵守して施工するものとする。

ア 給水管と汚水排水管が平行して埋設される計画の場合は、水平実間隔で50cm以上の離隔を確保すること  
イ 給水管と汚水排水管が交差する場合は、給水管と汚水排水管の実間隔は30cm以上確保すること  
ウ ア及びイの条件を満たさない場合は、水道維持管理指針((公社)日本水道協会)で定める水道管の保

護又はコンクリート巻きによる保護を行うものとする。

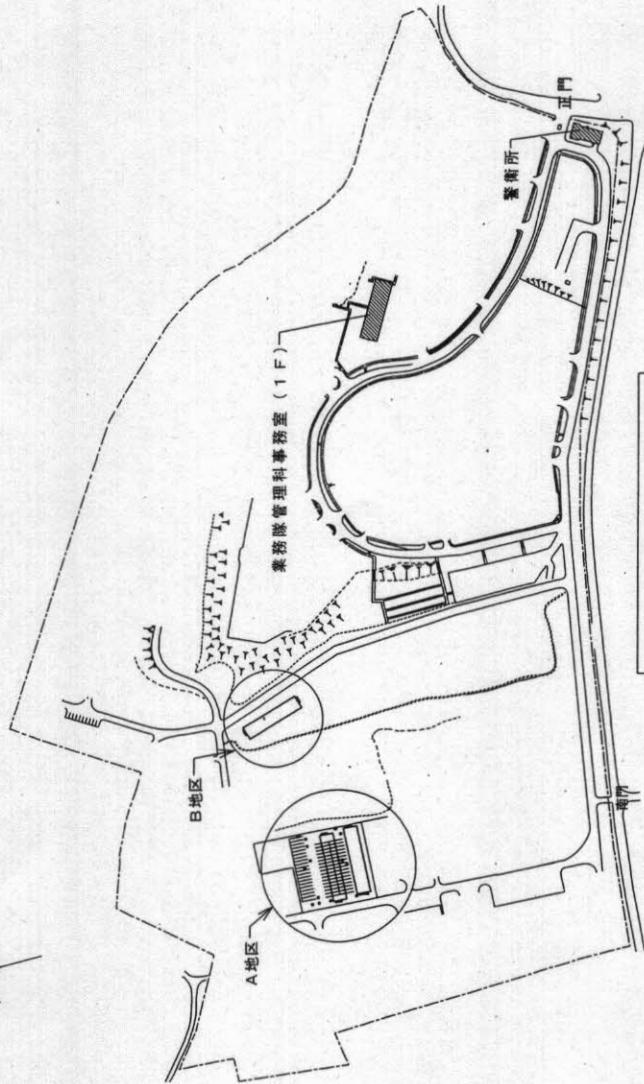
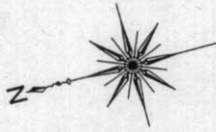
- (16) 排水管は宅内配管(別途役務)接続後、通水試験を行い異常なく排水することを確認するものとする。
- (17) 給水管は宅内配管(別途役務)接続後、通水試験を行い水漏れ等の異常なく給水することを確認するものとする。
- (18) 本役務により発生する残土については、施工箇所周辺において敷均すものとする。
- (19) アスファルト舗装道路等の掘削部は管路埋設後、現状復旧するものとする。
- (20) 本役務により発生する産業廃棄物は、請負業者側の責任において関係諸法令に基づき適正に処分するものとする。

件名	那覇(R7)仮設用屋外設備リース(A・B地区)	図面番号	2/12
図名	仕様書	作成年月日	R7.7.17
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		



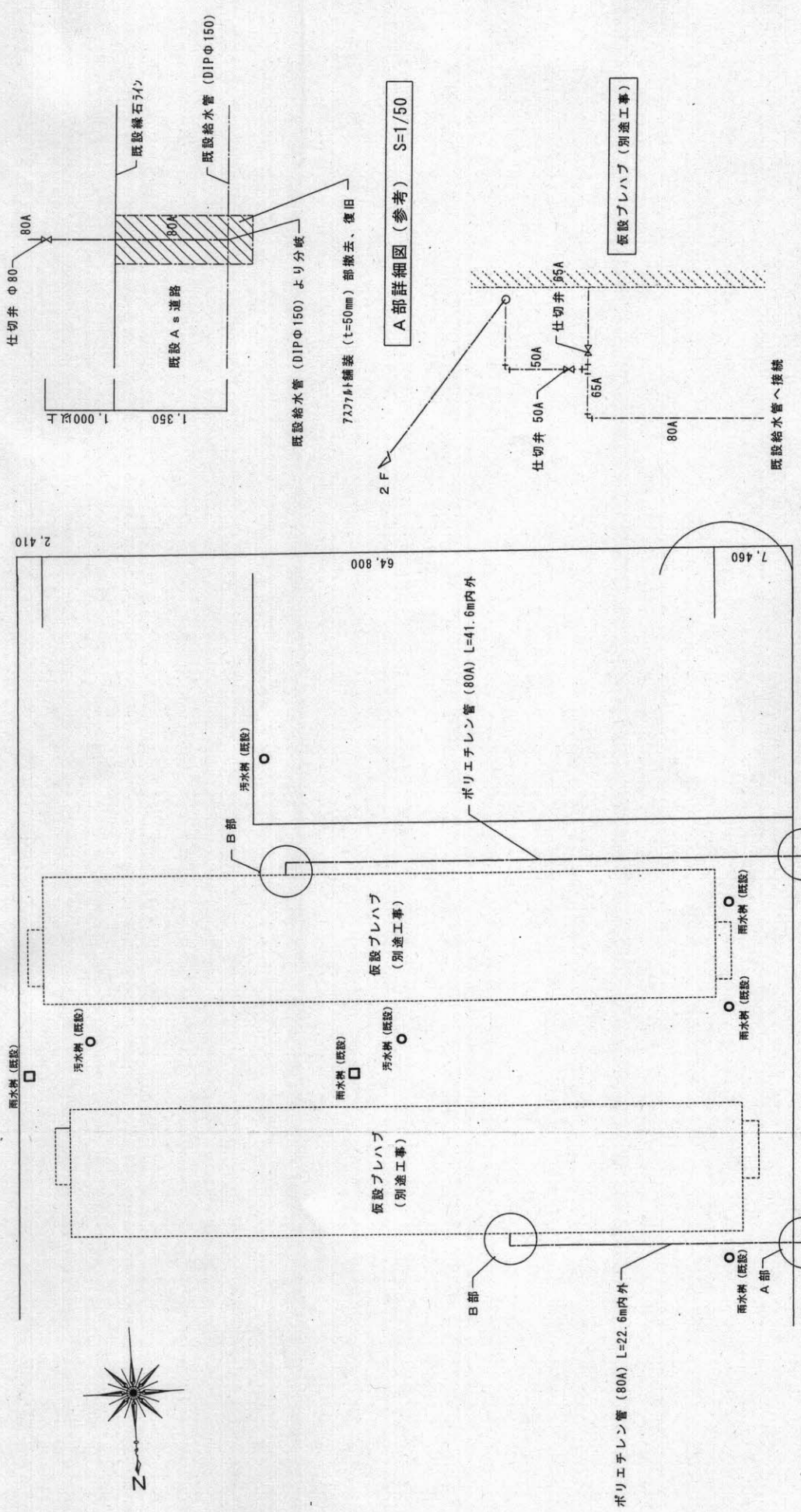
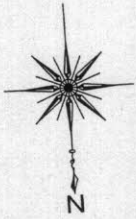
陸上自衛隊那覇駐屯地

駐屯地案内図 S=1/175000



駐屯地配置図 S=1/5000

件名	那覇(R7)仮設用屋外設備ノズ(A・B地区)	図面番号	3/12
図名	案内図・配置図	作成年月日	R7.7.17
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務管理科		



既設給水管 (DIPφ150) より分岐  
7x77#補装 (t=50mm) 部撤去、復旧

A 部詳細図 (参考) S=1/50

既設給水管 (DIPφ150) より分岐  
不断水分岐 (サドル分水栓 150A×80A)

B 部詳細図 (参考) S=1/50

A 地区給水計画図 (参考) S=1/400

12,600	10,000	12,600	5,000
--------	--------	--------	-------

- 注記
1. 給水管は埋設配管とし、管種はポリエチレン管を基準とする。
  2. 埋設配管の分岐及び曲がり部には地中埋設標を設置する。
  3. 記載の配管の管径、ルートを参考であり設置設備の仕様により決定する。

アスファルト舗装施工標準断面図 S=1/20

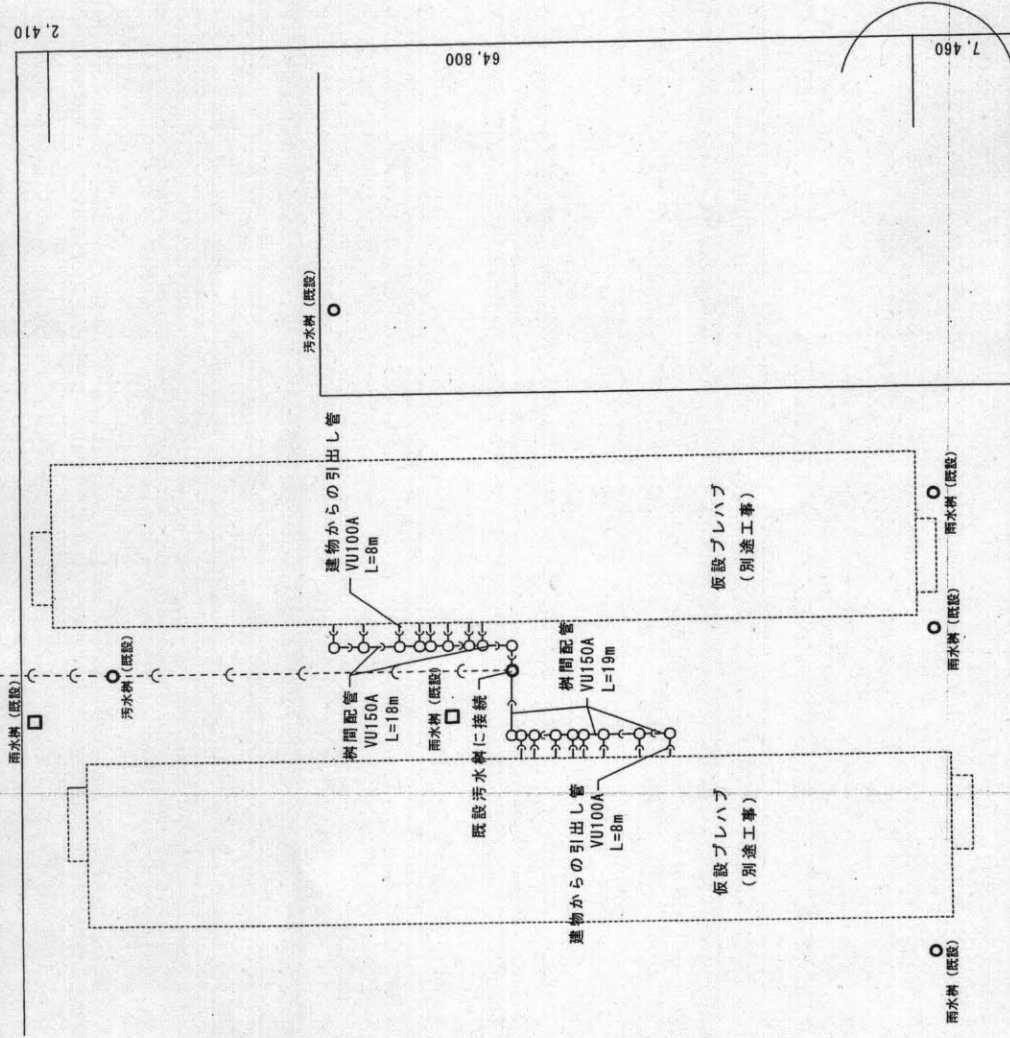
表層工 再生密砕度アスコン (13) t=50mm  
 フライムコート PK-3  
 上層防層工 草生割砕砕石 (R#-40) t=150mm  
 下層防層工 草生クラッシュアスコン (RC-40) t=150mm

件名	那覇(R7)仮設用屋外設備リス(A-B地区)	図面番号	4/12
図名	給水配管計画図、詳細図(参考)	作成年月日	R7.7.17
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

2,410

64,800

7,460



注記

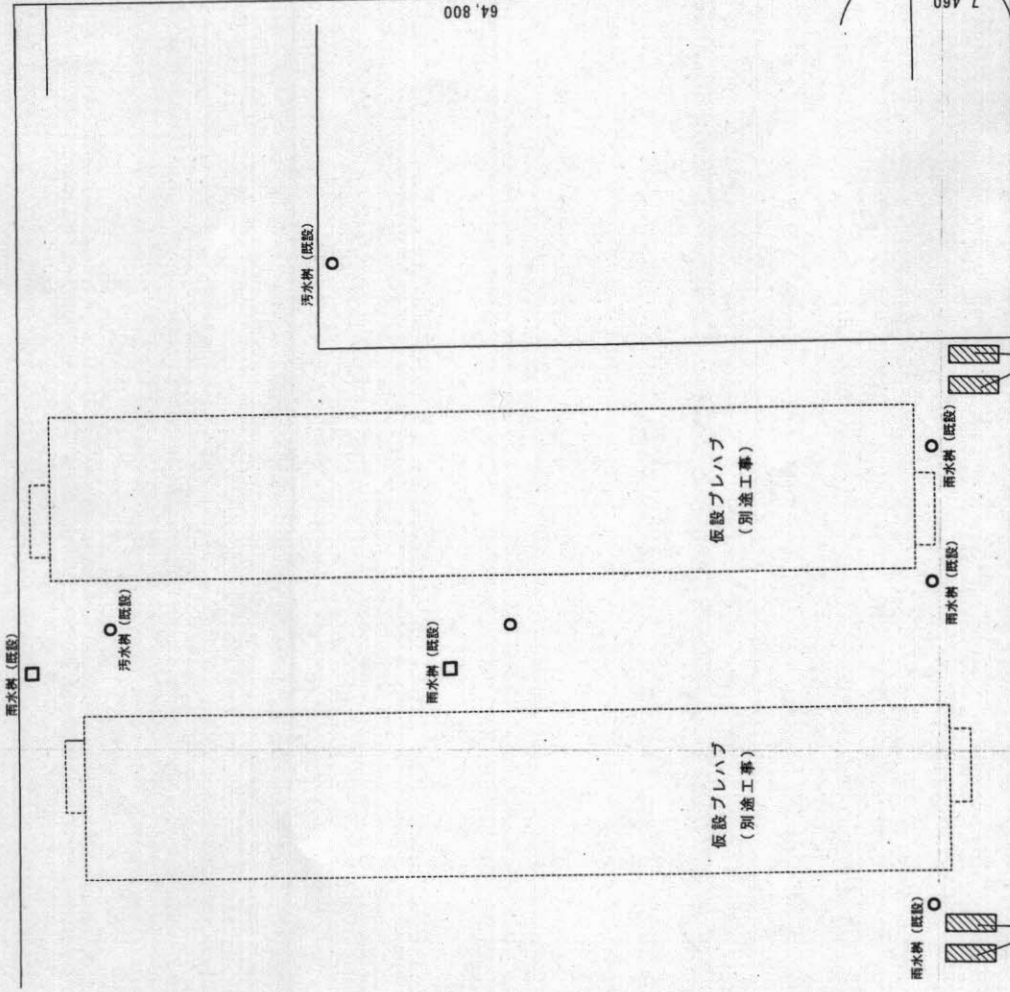
1. 汚水排水管は埋設配管とし、管種は硬質ポリ塩化ビニル管 (VU管) を基準とする。
2. 汚水排水幹は、小口径塩化ビニル管を基準とする。
3. 記載の配管の管径、ルート等は参考であり設置設備の仕様により決定する。

12,600	10,000	12,600	5,000
--------	--------	--------	-------

A 地区汚水排水計画図 (参考) S=1/400

件名	那覇(R7)仮設用屋外設備P-8 (A-B地区)	図面番号	5/12
図名	汚水排水配管計画図 (参考)	作成年月日	R7.7.17
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

2,410



発動発電機 (220KVA × 2台) 設置  
 (プレハブ分電盤までのケーブル接続含む)

発動発電機 (220KVA × 2台) 設置  
 (プレハブ分電盤までのケーブル接続含む)

注記

1. 発動発電機は、超低騒音型、排出ガス対策型とする。
2. プレハブ分電盤までの電力ケーブル接続は、本図において実施する。
3. 発動発電機の設置位置については、事前に監督官と協議した後、決定する。

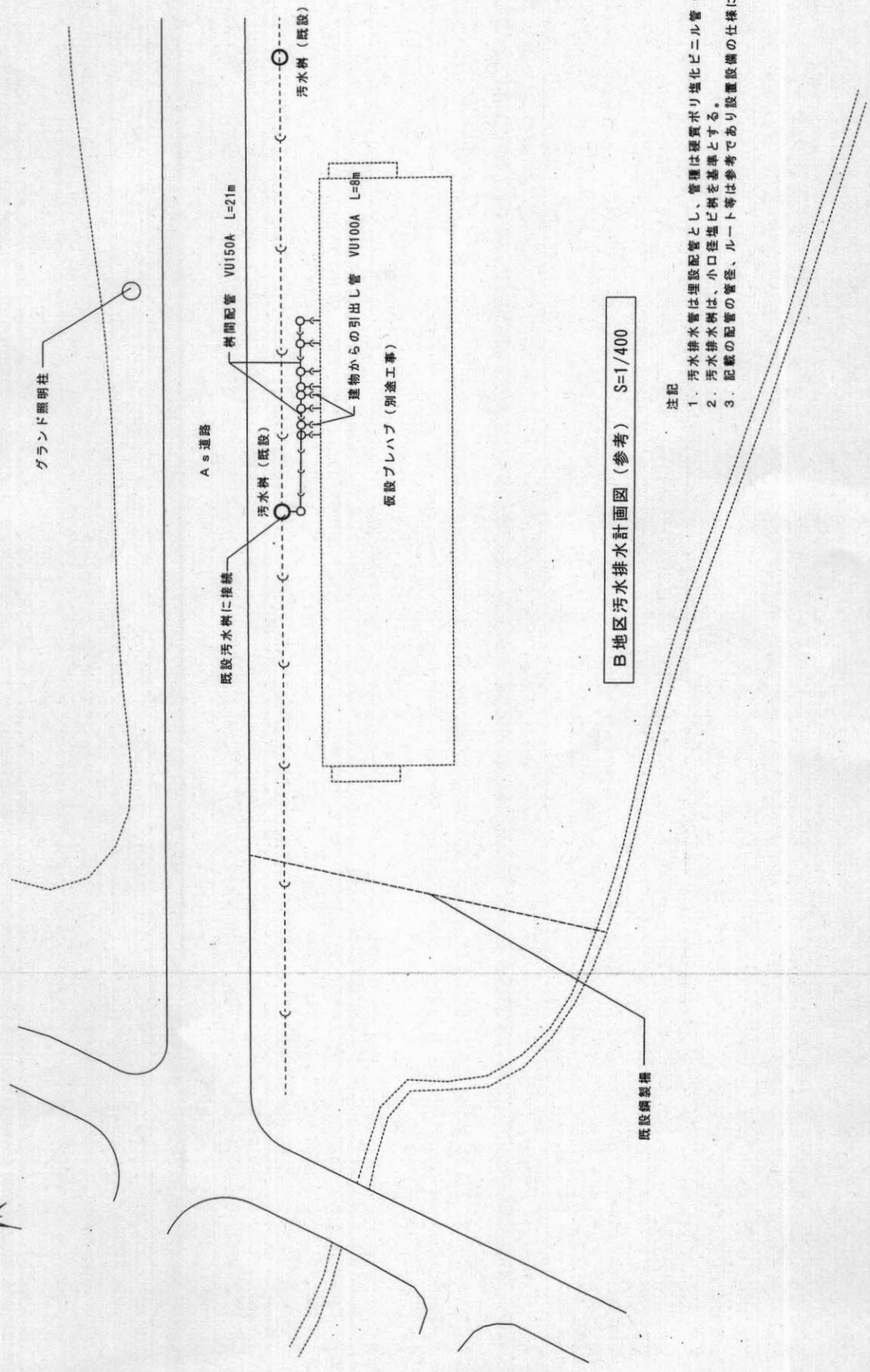
12,600	10,000	12,600	5,000
--------	--------	--------	-------

A地区発電機配置計画図 (参考) S=1/400

件名	那覇(R7)仮設用屋外設備P-3 (A・B地区)	図面番号	6/12
図名	発動発電機配置計画図 (参考)	作成年月日	R7.7.17
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		







B 地区汚水排水計画図 (参考) S=1/400

注記

1. 汚水排水管は埋設配管とし、管種は硬質ポリ塩化ビニル管 (VU管) を基準とする。
2. 汚水排水溝は、小口径塩ビ溝を基準とする。
3. 記載の配管の管径、ルート等は参考であり設置設備の仕様により決定する。

件名	那覇(R7)仮設用屋外設備リス(A-B地区)	図面番号	9/12
図名	汚水排水配管計画図(参考)	作成年月日	R7.7.17
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		



グラウンド照明柱

発電発電機 (220kVA x 2台) 設置  
(プレハブ分電盤までのケーブル接続含む)

As 運路

汚水溝 (既設)

汚水溝 (既設)

仮設プレハブ (別途工事)

B地区発電機配置計画図 (参考) S=1/400

注記

1. 発電発電機は、超低騒音型、排出ガス対策型とする。
2. プレハブ分電盤までの電力ケーブル接続は、本役務において実施する。
3. 発電発電機の設置位置については、事前に監督官と協議した後、決定する。

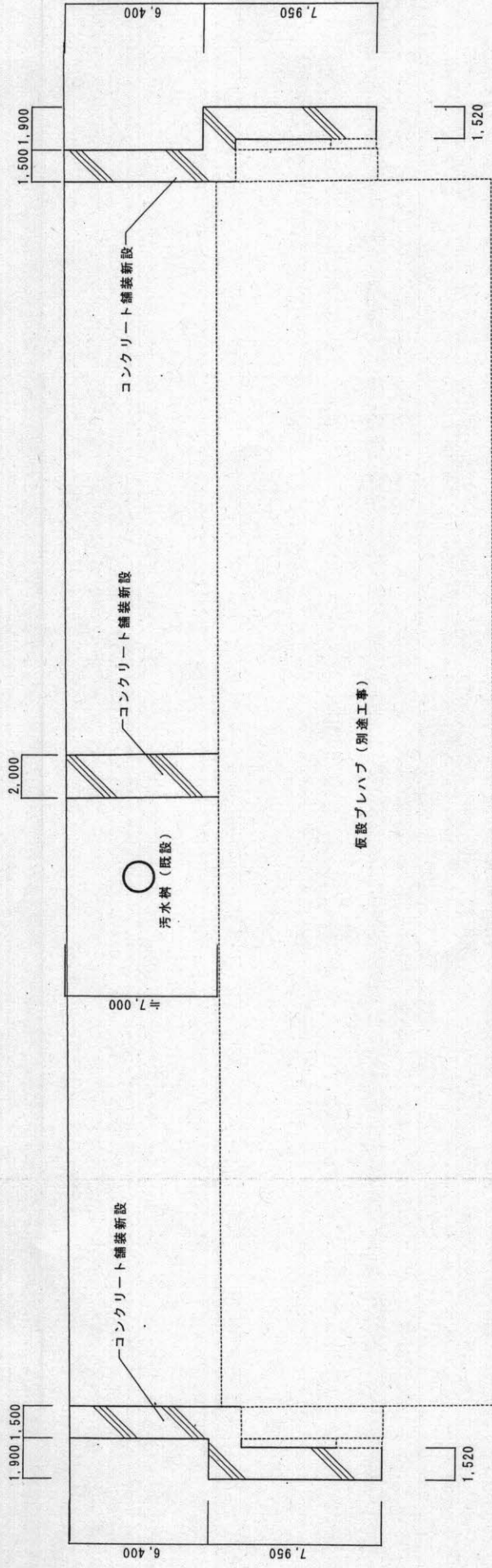
件名	那覇(R7)仮設用屋外設備J-S (A・B地区)	図面番号	10/12
図名	発電発電機配置計画図 (参考)	作成年月日	R7.7.17
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		



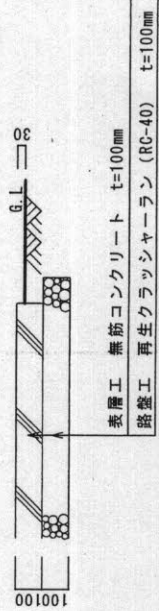


As 道路

As 道路



B 地区環境整備計画図 (参考) S=1/200



コンクリート歩道施工標準図 S=1/20

件名	那覇(R7)仮設用屋外設備-R7(A・B地区)	図面番号	12/12
図名	環境整備計画図(参考)	作成年月日	R7.7.17
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		